

#### 第四三回

#### 参第三三号

#### 母子栄養保障法（案）

##### （目的）

第一条 この法律は、国が、乳幼児及び妊産婦に対して、母子栄養食品を無償で給与することにより、これらの者の栄養の保障を図り、もつて心身の向上に寄与することを目的とする。

##### （用語の定義）

第二条 この法律において「乳幼児」とは、出生の時から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後三月以内の女子をいう。

##### （無償給与）

第三条 国は、乳幼児及び妊産婦に対し、給与計画において定められる量の母子栄養食品を無償で給与する。

2 母子栄養食品は、牛乳及び厚生大臣が脱脂乳、粉乳、れん乳、はつ酵乳、クリーム、バター、チーズ等牛乳を主要原料とする食品その他妊産婦又は乳幼児に適当な食品のうちから、母子栄養保障審議会の意見を聞いて定める物とする。

##### （給与計画の作成）

第四条 厚生大臣は、毎年十二月末日までに、翌年四月一日から翌翌年三月三十一日までの期間における母子栄養食品の需要及び供給の見通しを参酌して、乳幼児及び妊産婦一人当たりの母子栄養食品の給与量を定め、当該期間における給与計画を作成し、かつ、これを公示しなければならない。

2 給与計画は、乳幼児及び妊産婦に対し、牛乳を主として給与するように作成されなければならない。

3 厚生大臣は、給与計画の作成に当たっては、最近の給与計画の実施状況に関する資料を添えて、母子栄養保障審議会に諮問するものとする。

##### （給与の始期）

第五条 母子栄養食品の給与は、乳幼児についてはその出生の日から、妊産婦については当該妊娠に係る母子手帳（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条の二に規定する母子手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた日から行なうものとする。

##### （受給方法）

第六条 母子栄養食品の給与を受けることができる者は、厚生省令の定めるところにより、次条第二項の指定業者に母子手帳を提示して、当該指定業者から当該食品の支給を受けるものとする。

##### （指定業者）

第七条 都道府県知事は、母子栄養食品の販売業者のうちから、母子栄養食品の支給を担

当する者をその同意を得て指定する。

- 2 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 3 都道府県知事は、指定業者が次条第一項の規定に違反したとき、その他母子栄養食品の支給を担当することが著しく不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、その指定業者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第八条 指定業者は、母子栄養食品の支給について、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の行なう指導に従わなければならない。

- 2 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生省令の定めるところにより、指定業者に母子栄養食品の支給に関する事項を報告させ、又は当該職員をしてその事業所に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（届出の義務）

第九条 母子栄養食品の給与を受けている乳幼児又は妊産婦が死亡したときは、乳幼児にあつてはその保護者（親権を行なう者、後見人その他の乳幼児を現に監護する者をいう。）、妊産婦にあつては戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（国の母子栄養食品の購入）

第十条 国は、第四条の規定により作成される給与計画を実施するため、政令の定めるところにより、母子栄養食品を購入するものとする。この場合において、牛乳については、原則として、その生産者又は生産者団体から直接に購入するようにしなければならない。

- 2 前項の場合における国の購入の価格は、政令の定めるところにより、生産費及び物価その他の経済事情を参酌した上、母子栄養食品の給与計画の実施を確保することを旨として政府が定めるものとする。

（国の責務）

第十一条 国は、給与計画を充実させるため母子栄養食品の生産量の増加を図り、かつ、給与計画の実施に必要な母子栄養食品を確保するため、生産施設に必要な資金の貸付け、集荷機構の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、自ら母子栄養食品

の製造若しくは加工をし、又はその委託をすることができる。

(母子栄養保障審議会)

第十二条 厚生大臣その他関係大臣の諮問に応じ、母子栄養食品の給与に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、母子栄養保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、母子栄養食品の給与に関し必要と認める事項を関係行政機関に勧告することができる。

(審議会の組織)

第十三条 審議会は、次に掲げる十二人の委員をもつて組織する。

- 一 厚生事務次官
- 二 大蔵事務次官
- 三 農林事務次官
- 四 母子栄養食品の受給者を代表する者 三名
- 五 母子栄養食品の生産者を代表する者 三名
- 六 学識経験のある者 三名

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要経費の交付等)

第十五条 国は、政令の定めるところにより、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

2 国は、政令の定めるところにより、指定業者に対し、その者が母子栄養食品を支給するために要した費用及び手数料を支払うものとする。

3 国は、前項の費用及び手数料の支払に関する事務を都道府県知事に委任することができる。

(生活保護法との関係)

第十六条 この法律の規定により給与された母子栄養食品は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四条第一項又は第八条第一項の適用については、その者の利用し得る物品等には含まれないものとする。

(実施命令)

第十七条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(事務の委任)

第十八条 母子栄養食品の給与に関し必要な事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第十九条 偽りその他不正の手段により母子栄養食品の給与を受け、又は他人をして受けさせた者は、五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十条 第九条の規定に違反して届出をしなかつた者は、五千元以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第五条の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（給与対象者の範囲に関する経過措置）

2 この法律の規定により母子栄養食品を無償で給与される乳幼児の範囲は、当分の間は、第二条第一項及び第三条の規定にかかわらず、二歳未満の者に限られるものとする。

（厚生省設置法の一部改正）

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 母子栄養保障法（昭和三十八年法律第 号）を施行すること。

第二十九条第一項の表中

中央児童福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
-----------	--

を

中央児童福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
母子栄養保障審議会	厚生大臣の諮問に応じて、母子栄養保障法第四条に規定する給与計画その他母子栄養食品の給与に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

## 理 由

乳幼児及び妊産婦に対して、牛乳等の母子栄養食品を無償で給与することによつて、これらの者の栄養を保障し、もつて心身の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約二百五十億円の見込みである。